

# 明治文学に現われた天保通宝

阿 達 義 雄

Tempo-tsuho ( a high-denomination Copper Coin) in the  
Literary Works of the Meiji Era

by

Yoshio Adachi

ま え が き

明治維新史を調べていると、天保銭が徳川幕府の崩壊と何らかの関係があるように感じられ、また、明治期の各新聞を読んでいると、この銭貨の通用停止令を繞って当時の人々から天保銭が深い愛惜の情を以って見送られていただけではなく、幕末明治時代を通じて、この銭貨が当時の下層庶民の生活や社会風俗に微妙な陰翳を投じていたことが知られる。

本稿の目的は、この天保銭が幕末の演劇、特に河竹黙阿彌の脚本や明治以降の文学作品において如何に眺められ、如何に取り扱われ、また、如何なる影響を与えていたかという考察であるが、それには先ず、この天保銭の通用価格の推移を中心として時代と作品の区分を次のように考えてみた。

- (I) 天保銭が百文銭として現われてくる幕末期の黙阿彌の脚本。
- (II) 明治元年・四年の銭貨通用価格の改正を反映している明治初期の軽文学的作品。
- (III) 天保銭の8厘通用期における明治文学。
- (IV) 天保銭通用停止後の文学その他の文献に現われてくる天保銭の影響。

このIVの中には明治前期の新聞記事に、この天保銭の如何なる点が問題にされていたかということを探り、その庶民生活との関係をも明らかにしてみたいと思う。

貨幣としての天保銭(天保通宝)の詳細は、稿を進めるにつれて順次之を明らかにするつもりであるが、天保通宝は天保6年から明治24年迄通用(この銭貨の交換期限は明治29年末迄)され、その量目は20.6g(5.5匁)、タテ50mm(1寸6分5厘)、ヨコ30mm(1寸1分)で、中央に方孔を穿った楕円形の大きな銅貨であって、その銭面には<天保通宝>、銭背の上部には<当百>、方孔の下には<光次>の花押が刻まれており、発行当初は100文として通用されたが、幕末維新には当百とは名目だけであって、実際は96文の通用とされ、明治4年12月以降は8厘通用の銅銭として多くの庶民やその子供等に親まれたものである。これは8厘通用の銭とされてからは、1銭(10厘=100文)には2厘足りない小額貨幣になってしまったのであった。

## I 幕末期黙阿彌の脚本と天保銭

脚本として結構布置の妙と、その精緻な観察で、幕末から明治にかけての劇作家の雄として、元禄時代の近松門左衛門と対照的に並び称えられているのは河竹黙阿彌であり、その特色とする

ところは、頽れゆく幕末旧風俗の中に明治新文明の曙光を交じえ、白浪横行の当代の世相や貧苦に呻吟する下層階級の生活を生々しく描写している点であろう。

演劇としての性質にもよるが、その作品には台詞だけではなく、よくト書の中に天保銭に限らず新旧貨幣や紙幣を写し出し、その台詞にはそれ等が話題や譬喩などとして現われてくるに過ぎない場合にもト書には役者の動作に絡めて、天保銭そのものが其処に現実に存在し、手渡される状況などを描写していることが多い。

今、当面の対象は黙阿彌の明治期の作品に見られる天保銭であるが、明治期の作品には天保銭の現われてくるのが少ないので、先ず管見に触れた幕末期の天保銭を一瞥して後、明治期の作品を問題にしてゆくことにする。

この幕末期は、天保銭が百銭又は百文銭などとも言われた時代であるが、実際は百文とは言っても省百勘定（95文を100文とする徳川時代の数え方）の百文であった。

次に所要作品を一括して表示してみよう。

初 演	西暦	外 題	備 考
安政3年	1856	つた も み 葉 字 都 の や 谷 峠	「当百四枚」で下剃を巧く欺す。
安政4年	1857	ねずみ こ 小 紋 東 君 の しん 新 形	「大道では二十四孔だが、宅判断は百孔でござる。」
安政6年	1859	はな と 街 も 様 よう あざみの いろ ぬい 縫	「百銭一枚をめぐって足軽と夜鷹の立廻り。」
万延元年	1860	はち ん 幡 まつり 小 望 み や の に お 月 賑	番太に手紙を頼むための使賃として「百銭二枚」を渡す。
元治元年	1864	こ はる なぎ 沖 つ 津 しら なみ 浪	「お咒禁なら、お定まり、十二銅か当百一枚」
慶応2年	1866	おへうち こむ はし まの しら なみ 船 打 込 橋 間 白 浪	鉄瓶の鑄掛代三百文を「天保銭二枚」に負けてやる。

以上の脚本の問題個所に当たってみるに台詞にしても、『鼠小紋東君新形』（安政4年、市村座）の中に見える占いの「大道では二十四孔だが、宅判断は百孔でござる」の〈百孔〉（百文）は、〈二十四孔〉（二十四文）から考えてみると、これは百文には違いないが天保銭とは限らないし、『葛紅葉宇都谷峠』（安政3年、市村座）の中の「当百四枚で下剃の野郎をうまく欺し込み、才三めをつり出させ、あとへこっそりとけ込む魂胆、ちっとも早く行かしゃれ」の「当百四枚」は、台詞の中の語として出てくるだけであり、『小春穩沖津白浪』（元治元年、市村座）の中の「お咒禁ならお定まり、十二銅か当百一枚、百両くれとはどの口から、そんな事をぬかしやがる、強請も強請り、大ゆすりだ。」の〈当百一枚〉は確かに天保銭であるが、これは咒禁銭の場合の一例として、〈百両〉に対して僅かな金額として譬喩的に述べられているだけである。

また、ト書に天保銭の出てくる例には、『八幡祭小望月賑』（万延元年、市村座）の中の、〔新助〕（手紙を書き、封をしてしまって）……………この手紙を縮宿の六兵衛どのまで届けるように番太でも御苦労ながら頼んで下さい。（ト百銭を二枚添へて手紙を渡す。）

これは「百銭」とあるが、二枚と断ってあるので、寛永通宝や文久銭の百文ではなく、明らかに天保銭であり、恐らく舞台でも本当の天保銭を用いたものであろう。

このような所要語句の吟味だけでは天保銭を繞る情景が直観的に迫って来ないので、次に各時代のものから少し長い台詞やト書を併せて引用してみよう。

『花街模様薊色縫』（安政六年、市村座）の序幕に見える足軽市介と夜鷹お金との立廻りの場などでは、台詞には「百」（文）、卜書には「百文」とあるが、前後の様子から1枚の銭であることが明らかである。すなわち、

（辻番より夜鷹ふがふがのお金、逃出て来るを、以前の足軽市助追かけ来りて、）

〔市介〕 これこれお金、今の百を返してくれ。

〔お金〕 何であれを返すものか、昨夜も来たぢゃねえか。

〔市介〕 仮令昨夜は借にしても二十四文の所を百取られてたまるものか、今夜はちよと銭がいるから、どうかあれを返してくれ。

〔お金〕 そんなけちなことを言はずと遊んでおいでな。

〔市介〕 どうしてどうして、今も言ふ銭のいることがあるのだから、中々遊んでほられねえ。

〔お金〕 遊んで行けずば、明日の晩おいでな。

（卜行きかかるを市介捉へて）

〔市介〕 人がこんな頼むのに、手前は銭を返さねえか。

〔お金〕 何でお前に返すものか。

〔市介〕 うぬ、さうぬかしやあ、ちよとこうして。

（卜お金の帯際を捉へるを、お金男の思入にて）

〔お金〕 何をこしゃくな。（卜兩人よろしくをかしみの立廻りあって、百銭を奪ひ合ひて落す。）おやおや大変、お銭を落した。

〔市介〕 なに、落したと、

〔お金〕 半分上げるから捜しておくれ。（卜兩人にて捜し、浄瑠璃の触書と百銭とを拾ひ上げる。）

〔市介〕 銭もあつたが、こんな物を拾った。

\* \* \*

ここで、特記すべきことは、安政頃の天保銭は、明治時代一般の天保銭とは異なって下層階級の者から見ると、＜当百は惣嫁仲間で浜小判＞と謳われる程に価値のあるものであった。それなればこそ、ここで市介とお金とが、まるで小判のように貴重視して之を奪ひ合い。第三者から、その立廻りが「兩人よろしく可笑しみ」を以て眺められるようにと、卜書に注をしているのである。

『船打込橋間白浪』（慶応二年、守田座）は、既に明治直前のことでもあり、天保銭は法令的には百文通用にしても、各藩で天保銭を盛んに密鑄するなどのこともあって、物価が騰貴し、慶応元年には、次のように通用価格の改正があった。

- 寛永通宝銅一文銭 …………… 四文通用
- 寛永通宝文銭・耳白銭 …………… 六文通用
- 文久永宝 …………… 八文通用
- 寛永通宝真鍮銭（青銭）…………… 十二文通用
- 天保通宝 …………… 是迄通りの通用

この価格改正に対して、いろいろ批議があったが、今迄四文の真鍮銭が十二文通用となったのに対し、当時の大阪の流行唄に、

九ツトエイ、こんな分らぬ事はない四文の銭が十二文、又諸色上げ、コノ馬鹿役人

この銭貨通用価格の改正が物価の騰貴すなわち＜諸色上げ＞を招来し、庶民を益々窮迫させたのであった。

以上において、例えば今迄四文の真鍮銭が三倍の十二文通用となっているのに、天保銭は今迄通りの通用であったから、相対的に天保銭の価値が低落してしまったことになる。

〔注〕 慶応2年8月中旬の米価は、百文に付一合五勺、下旬では一合二勺、慶応3年には、百文に米一合一勺となっている。

この脚本で天保銭の現われてくるのは、序幕の「花水橋の場」であって、この場面は白浪物の見世場とされ、鑄掛屋の松五郎が、橋の下では屋根船の中で商人風の男が芸者を相手にドンチャン騒ぎをしているのを眺めて、

「かう見たところが江戸ぢやあねえ、上州あたりの商人体だが、横浜<sup>はま</sup>でも儲けた金が、切放れのいい遣いぶり、あれぢやあ女も自由になる筈、鍋釜鑄掛をしてみちやあ、生涯出来ねえあの栄耀、ああ、あれも一生、これも一生。……………こいつあ宗旨を替へにやならねえ。」と思入れあって、鑄掛の荷を川へ打込んで白浪に転身するという場であるが、この前に紙屑屋のぐず八から依頼され、三百文で引受けた鉄瓶の鑄掛賃を、気もそぞろに「天保銭二枚」に負けてやる言葉のやりとりがある。すなわち、

\* \* \*

(松五郎鉄瓶を手に持ったまま首をさしのべ、川の中を見て思入れあって、)

〔松五〕なるほど橋から下を見りやあ、涼しくなっても、まだ川に幾艘となく屋根船で、芸者を入れてあの騒ぎ、こちとらの身にとちあ及ばねえことばかりだ。(ト、川の中へ思入れあって癪にさわりしこなしにて、思はず持った鉄瓶<sup>はつ</sup>を投げ出す。ぐず八びっくりして周章<sup>あわて</sup>で取上げ)

〔ぐず〕とんだことをするぢやあねえか、鉄瓶<sup>お</sup>が破れらあな。(ト、これにて松五郎心付き)

〔松五〕おお、ついうっかりと。鉄瓶が出来ましたよ。

〔ぐず〕出来たら出来たで手へ渡してくんなせえ、すんでのことに鉄瓶一つ玉なしにする所だ。(ト、小言を言ひながら、財布から天保銭を二枚出して、)投げ出した箇条に、二百でまけてくんねえ。

〔松五〕ええ、いくらでもようございます。

〔ぐず〕いや気前のいい鑄掛屋さんだ。(ト、言ひながら荷を担ぎ)屑はごぜえ(ト呼びながら下手へ入る。)

\* \* \*

天保銭が実際に通用され始めたのは天保六年十月朔日からとされている。この年の米価を調べてみると、春頃は百文で七合乃至八合であったのが、八月になると安くなって百文で一升一合であった。黙阿彌の脚本になると、作られた頃の物価をかなり正確に写している。

前述の安政六年初演の『花街模様薊色縫』に現われてくる百文の実質的価値を見当づけるために、安政五年六年の米価を調べてみると、安政五年には百文で六合、安政六年正月にも前年に準じて六合台であった。然るに『船打込橋間白浪』の初演の慶応2年8月中旬の米価は百文につき一合五勺となっているから、同じ百文の値打でも安政6年頃は慶応二年頃の4倍の値打ちがあったと考えられる。

慶応2年は既に徳川幕府崩壊の前夜に当たり、物価の暴騰と幕府の無力から、將軍家お膝元の江戸でさえ大規模な打ちこわしが起きるようになった。この事実と鑄掛の松五郎の心境とを考え合わせてみると、この頃の庶民は物価暴騰のため、まともな仕事をしては生きて行くことが困難になって、前途に希望も見出すことが出来なかったことが知られる。

一つの脚本も当時の物価や社会環境を究めてみると、慄然とするもののある適例であろう。い

ずれにせよ、白浪物が歓迎されるような時代は正常な時代ではなく恐るべき危機を孕んでいたものとされるであろう。

なお、この慶応二年では天保銭の通用価格は是迄通りであったから米一合五勺しか買えなかったが、今迄四文通用の青銭は銭貨通用価格の改正で、(一枚12文通用とされたので)、この8枚で12文×8=96文となり、之は省百勘定で百文とされていたから、元の通用価格の四文銭8枚即ち32文で同じ一合五勺の米が買えたわけであり、この場合、買う者から考えれば得のようだが、売る者の立場から考えると、元の四文銭を今は12文として受け取らなければならないので大損となったわけであり、これについては、次に仮名垣魯文の指摘がある。

これでは貨幣に対する信用が破壊されることになるう。

## Ⅱ 明治元年閏4月の銭貨通用価格の改正と『安愚楽鍋』

仮名垣魯文の『安愚楽鍋』二編下の中に見える〈覆古の方今話〉には、慶応初年頃から明治4年頃迄の銭貨の通用価格の推移が説かれている。これによって知られることは、

- (1) 小判・小粒から四文銭・一文銭に至るまで発行当初の通用価格のままに通用させることは不合理なので、最近、その貨幣の値打によって新しい通用価格が定められた。
- (2) この新通用価格による物の値段を、昔の物の値段と比較してみると、銭貨の種類によって大分異なるので、物の値段が安くなったのか高くなったのか見当がつかなくなってきた。
- (3) 当時、銭貨としては、銅銭や真鍮銭の外に鉄銭(ビタ銭)も使われていた。

以上は、明治元年閏4月14日布告の「古金貨幣および銭貨の通用価格の改正」を念頭にして述べているものようである。

この話の中で、天保銭の出てくるのは、

「……きんぎんの<sup>わりあい</sup>かんがへて見<sup>み</sup>升<sup>ます</sup>れば、<sup>たか</sup>貴<sup>やす</sup>いや<sup>わけ</sup>賤<sup>あ</sup>いや<sup>あ</sup>条<sup>あ</sup>理<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>わ<sup>あ</sup>か<sup>あ</sup>り<sup>あ</sup>ま<sup>あ</sup>せ<sup>あ</sup>ぬ<sup>あ</sup>先<sup>あ</sup>手<sup>あ</sup>近<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>と<sup>あ</sup>こ<sup>あ</sup>ろ<sup>あ</sup>で<sup>あ</sup>愚<sup>あ</sup>案<sup>あ</sup>いた<sup>あ</sup>し<sup>あ</sup>ま<sup>あ</sup>す<sup>あ</sup>ら<sup>あ</sup>ば、<sup>も</sup>旧<sup>も</sup>8<sup>も</sup>文<sup>も</sup>の<sup>も</sup>浴<sup>も</sup>湯<sup>も</sup>銭<sup>も</sup>は<sup>も</sup>当<sup>も</sup>時<sup>も</sup>四<sup>も</sup>十<sup>も</sup>四<sup>も</sup>文<sup>も</sup>と<sup>も</sup>申<sup>も</sup>な<sup>も</sup>が<sup>も</sup>ら<sup>も</sup>文<sup>も</sup>久<sup>も</sup>銭<sup>も</sup>と<sup>も</sup>鑑<sup>も</sup>が<sup>も</sup>ま<sup>も</sup>じ<sup>も</sup>れば、<sup>も</sup>も<sup>も</sup>の<sup>も</sup>十<sup>も</sup>文<sup>も</sup>で<sup>も</sup>ご<sup>も</sup>ざ<sup>も</sup>い<sup>も</sup>ま<sup>も</sup>す<sup>も</sup>か<sup>も</sup>ら<sup>も</sup>二<sup>も</sup>文<sup>も</sup>た<sup>も</sup>か<sup>も</sup>い<sup>も</sup>勘<sup>も</sup>定<sup>も</sup>、<sup>も</sup>青<sup>も</sup>銭<sup>も</sup>な<sup>も</sup>れ<sup>も</sup>ば<sup>も</sup>い<sup>も</sup>ぜ<sup>も</sup>ん<sup>も</sup>と<sup>も</sup>ど<sup>も</sup>う<sup>も</sup>や<sup>も</sup>う<sup>も</sup>、<sup>も</sup>十<sup>も</sup>二<sup>も</sup>文<sup>も</sup>銭<sup>も</sup>な<sup>も</sup>れ<sup>も</sup>ば<sup>も</sup>も<sup>も</sup>の<sup>も</sup>四<sup>も</sup>文<sup>も</sup>で<sup>も</sup>四<sup>も</sup>文<sup>も</sup>の<sup>も</sup>つ<sup>も</sup>り<sup>も</sup>を<sup>も</sup>と<sup>も</sup>る<sup>も</sup>ゆ<sup>も</sup>ゑ<sup>も</sup>、<sup>も</sup>はん<sup>も</sup>ぶ<sup>も</sup>ん<sup>も</sup>直<sup>も</sup>よ<sup>も</sup>り<sup>も</sup>や<sup>も</sup>す<sup>も</sup>い<sup>も</sup>わ<sup>も</sup>り<sup>も</sup>で<sup>も</sup>ご<sup>も</sup>ざ<sup>も</sup>い<sup>も</sup>ま<sup>も</sup>す<sup>も</sup>。

又、髪結賃もその比例で丁度半ぶん直。と申て当百銭で払へば6倍になり升が……………」

この節の最後で、髪結賃と天保銭との関係が述べられている。ただ、この一節は幕末から明治当初にかけての貨幣物価論とも考えられ、一般に難解とされているので、先ず之について解説してみよう。

幕末の頃に流通していた銭貨は、(1)寛永通宝銅一文銭(文銭も耳白銭も之に含まれている。)(2)文久永宝四文銭、(3)寛永通宝四文銭(浪銭又は青銭とも呼ばれた)、(4)天保通宝当百銭、などであったが、なお、この他に鑑銭という鉄銭があり、これには一文銭と四文銭とがあった。

これが、慶応元年閏5月と慶応4年(明治元年)閏4月に、その通用価格が次のように改正されたので、貨幣価値に混乱が生じたのであった。

〈覆古の方今話〉は、明治4年頃のことであるから、この時点現在では、昔の一文銭が12文の通用、文久銭が16文通用、真鍮の四文銭(青銭)が24文通用となっており、天保銭は「是迄通り」と言っても、正実の100文通用ではなく、幕末頃からの慣例に従って96文通用とされていたのであった。

## 〔錢貨の通用価格の改正〕

発行当初	慶応元年閏五月改正	明治元年閏四月改正
寛永通宝(一文銭)	4文	} 12文
文銭・耳白銭(一文銭)	6文	
文久永宝(四文銭)	8文	16文
寛永通宝(真鍮)四文銭	12文	24文
天保通宝(当百銭)	是迄通り	是迄通り

なお、鉄銭の通用価格については、これらの改正の布告には漏れていたが、明治元年3月24日の布告には、

「銅銭之儀当時各国相場御斟酌之上自今一文ヲ以テ鏝銭六文ニ通用被仰出候事」

とあり、すなわち、銅銭一文は鉄銭六文に充てて通用せよとのことであった。

前掲〈覆古の方今話〉の引用文は全文の解明がないと、天保銭の場合もよく分らないと思われるので、次に分解して説明してみると、

◆旧八文の浴湯銭は当時四十四文と申ながら文久銭と鏝(ビタ)がまじれば、もとの十文でございませうから二文たかい勘定。

〔元八文の湯銭は当今四十四文とはいうものの青銭(元四文)に文久銭(元四文)と銅銭(元一文)の二枚を交じえてええ、元の十文(これらの今の通用価格は、青銭24文、文久銭16文、銅銭二枚で4文であるから、これらの合計は44文、既ち今の湯銭である。)である。

ところが元の湯銭は8文であったから、今はそれよりも2文高い勘定になるといのである。〕

この文の解釈上、特に注意すべきは、湯銭の44文を払う場合には、先ず通用価格の大きい青銭(24文)は当然の前提とし、それに「文久銭と鏝がまじれば」という含みがあることと、現在の寛永通宝銅一文銭の通用価格12文であり、この銅一文銭が鏝6文に相当していたので、鏝銭一枚は銅一文銭(通用価格12文)の六分の一、既ち2文通用となっていたことである。

◆青銭なればいぜんどよう。

〔元は青銭二枚で8文で元の湯銭(8文)と同じであった。ただ、今の青銭は24文通用で、これが二枚なら48文となるから、今の湯銭44文よりも4文多いので、4文の釣がくるはずである。したがって原文の「青銭なれば以前同様」は、著者の考え違いか或は誤植ではあるまいか。〕

◆十二文銭なれば、もとの四文で四文のつりをとるゆゑ、はんぶん直(ね)よりやすいわりでございませう。

〔十二文銭とは今の12文通用の銅小銭(一文銭)のことで、「もとの四文で四文の釣をとる。」とは、元の銅小銭4枚で4文の釣をとる」ということである。

すなわち、12文通用の銅小銭4枚で48文となり、之は今の湯銭の44文よりも4文多いので「四文の釣を取る」のである。

尤も、この頃は四文通用の銅銭などはなかったので、鏝銭(2文通用)2枚の釣を貰うことになる。

昔の湯銭は8文であったから、一文銭（銅小銭）なら8枚の値段であった。しかるに、今では銅小銭4枚（昔の半分）でも4文の釣が貰えるから昔の半値よりも安いということになる。

◆又、髪結賃もその<sup>わりか</sup>比例で丁度半ぶん直（ね）。

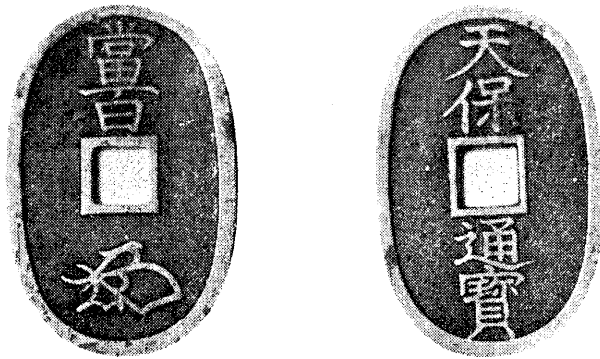
〔昔の髪結賃（16文）は、元4文通用の青銭ならば、4枚であったのに、今は青銭の通用価格が24文となったので、<sup>(注1)</sup>名目的には昔の髪結賃（16文）の3倍既ち48文となっても青銭2枚で済むから昔の半分の値段である。〕

◆ト申て当百銭<sup>てんぱうせん</sup>で払えば六倍になり升。<sup>ます</sup>

〔と云っても（髪結銭が昔の半値だと云っても）。もし、元の髪結銭の青銭4枚（16文）を、今の通用価格（青銭=24文）で支払うなら、24文の青銭4枚既ち96文であるから、天保銭の通用価格（96文）と丁度同じで、元の髪結銭16文の6倍になるというのである。この96文を天保銭で払うと丁度であるから釣もこない。〕

この仮名垣魯文の上掲文で特に注意すべきは、明治元年においては、天保銭で払うと他の銭貨に比較して特に不利になっていたことである。

というのは、銭貨通用価格改正表によって見ても、発行当初の通用価格に対し、明治元年以降、一文の銅小銭は12倍の12文、文久銭は4倍の16文、青銭は6倍の24文の通用になっているに拘わらず、天保銭だけは依然として「是迄通り」と云っても実は96文に据え置かれていたからであった。



天 保 通 宝

### Ⅲ 銭相場一つとせ節と天保銭

幕末から明治にかけて、〈一ツトセ〉で始まる政治諷刺の数え唄が流行した。これは文芸的には価値の低い卑俗なものであったが、当時の世相や庶民の不平不満の感情を忌憚なく吐露したものが多く、貨幣物価史上の好資料が発見される。

これ等の中に、「明治五年正月売り弘め」と記された〈銭相場一つとせぶし〉という一枚摺りの読売がある。今、必要なのは天保銭を対象としたものであるが、いずれも、明治5年正月頃の銭貨の通用価格に関係があるので、この一連の唄を紹介してみよう。



一ツトセ、一番初は銭相場

触れ出す東京の民部省 コノ大狂ひ。

二ツトセ、ふせうぶせうに一両で

百廿五枚を突きならべ　　コノ天保銭。  
 三ツトセ、見掛けによらない御出世は  
 　　しやびの四文が五文銭　　コノ大手柄。  
 四ツトセ、寄せて勘定する時に  
 　　そろばんずらして困ります　　コノ文久銭。  
 五ツトセ、いづこのはてでも女中衆は  
 　　さし引き相場でひまがある　　コノ大困り。  
 六ツトセ、むしやうに直下げの私でも  
 　　ぬきさし自由な穴がある　　コノ御尤も。  
 七ツトセ、中にもすましたビタ小せん  
 　　一文通用はかわるまい　　コノ御尤も。  
 八ツトセ、やつたり取ったりするうちに  
 　　耳白銭では困ります　　コノ御尤も。  
 九ツトセ、蔵に積みこむ天保銭  
 　　時節を待ちなよ百になる　　コノ御用心。  
 十ウツセ、とんびの流行るはよけれども  
 　　せかいをからすにや困ります　　コノ御用心。

明治4年5月10日の太政官布告によって、新貨条例が実施されることになると、新貨条例は十進法が基礎になっており、新銭貨の単位は一厘とされていたので、96文を100文とする省百勘定が考慮されて定められた明治元年閏4月布告の銭貨の通用価格を其儘にしておいたのでは、これ等の旧銭貨と明治の一厘銭・半銭・一銭などの新銭貨とを混用流通させることが困難であった。

そこで、明治4年12月19日布告によって、従来の旧銭貨の通用価格を十進法に適合するように改めたのであった。すなわち、それは、

[銭貨通用価格改正]

銭貨の種類	明治元年閏4月以降の通用価格	明治4年12月改正価格
寛永通宝銅小銭	12文	→ 10文(1厘)
文久永宝	16文	→ 15文(1厘5毛)
寛永通宝真鍮銭	24文	→ 20文(2厘)
天保通宝当百銭	96文	→ 80文(8厘)

以上の〈銭相場一ツトセ節〉は、前述の新貨条例の実施に伴う明治4年12月布告による銭貨通用価格改定後、これを念頭に作られたものである。

このことは、次の唄の意味を解することによっても知られることであろう。

「二ツトセ、ふせぶせうに一両で、百廿五枚を突きならべ、コノ天保銭……………これは、天保銭125枚を以て一両(一円)にされたことであるから、即ち、天保銭1枚は80文=8厘となり、100文から80文に値下げされたので、心中面白くなく〈不承不承〉とされている。

その他、次の二つも天保銭について歌ったのであり、意味も明瞭である。

六ツトセ、むしやうに直下げの私でも



ぬきさし自由な穴がある　　コノ御尤も。  
 九ツトセ、蔵に積みこむ天保銭  
 時節を待ちなよ百になる　　コノ御用心。  
 [注] じゃびの四文………鑄の四文で、四文通用として鑄造された鉄銭のこと。

#### Ⅳ 新版一つとせ節と天保銭

明治4年、5年頃の新旧貨の交代期には、銭相場も一時混乱状態となったのであるが、この頃出された粗末な瓦版に〈新版一つとせぶし〉と題した唄が載っている。この中から天保銭を歌ったものだけを抜き出してみると、

ニツトセ、ふるいなじみのかひもなく  
 札におされてはらがたつ　　コノ天保せん。

慶応4年、太政官布告によって金札（太政官札）が発行され、続いて明治2年に民部省札が発行されたが、これ等の紙幣は一朱以上の札であって小額紙幣ではなかった。

これ等の札は、明治5年4月から発行された新紙幣（明治通宝）によって交換され回収されてゆくのであるが、各藩県には未だ藩札が多く通用していたので、これ等も新紙幣と交換されたのであった。

ただ、藩札には小札が多く、交換用の新紙幣は十銭札が最小であったから、5銭以上に相当する藩札だけが新紙幣と引換えられ5銭未満の小札は一銭、半銭、一厘の新銅貨の発行迄、その交換が見合わされていた。

勿論、藩の小札は通用がその領内に限られていたが、その全数は夥しいので、天保銭がこれらの藩の小札（百文札、二百文札などもあった。）に押され気味であったというのであろう。

『図録日本の貨幣』7によると、明治7年1月、五銭未満厘以上の藩札で、大蔵省押印のうえ、再発行された小札は321万809円19銭5厘に上ったという。

五ツトセ、いづくへゆきても百ないと  
 人に言はれる身のつらさ　　コノ天保銭。

江戸時代から〈百に足りない〉ということは、愚か者や間抜けの代名詞であった。それなのに、正しく〈当百〉と明らかに刻まれてある天保銭に、八十文即ち8厘という宣告が下されて以来は、何処へ行っても肩身も狭く天保銭も実につらいことであろう。

#### Ⅴ 黙阿彌散切物における天保銭

黙阿彌の作品でも、明治の文明開化の風俗をよく写しているものは、その散切物であろう。

断髪令の出されたのは明治4年8月9日であったが、之は強制的なものではなかったから、実際断髪の男の多くなってきたのは、それから二、三年後であり、これは明治の新貨幣が民間に多く見られるようになったのとほぼ同じ頃であったと考えられる。

それで、江戸以来の旧貨幣と明治の新貨幣とが黙阿彌の散切物にどの程度の割合で現われてくるかと調べてみると次のようである。

外 題	旧 貨 幣	明 治 の 新 貨 幣	明 治 の 紙 幣
繰返開花婦美月 (明治7年)	◦小二朱	◦銅錢 <sup>あがせん</sup> ◦五丸 ◦五円金貨	◦一朱の小札 ◦二朱の札 ◦その他「小札」 ◦一円札 ◦十円札
富士額筑波繁山 (明治10年)		◦一銭の銅錢 <sup>あがせん</sup> ◦金貨	◦十銭札 ◦一円札 ◦十円札 ◦金札
勸善懲惡孝子誉 (明治10年)	◦大判 ◦慶長金 ◦文久(銭) ◦赤い紙の付きし箔置きの 銭(十文通用の一文銭)		◦一朱の札 ◦十円札
人間万事金世中 (明治12年)	◦文久銭 ◦文久(銭)	◦五銭の銀貨	◦一円札 ◦五円札 ◦百円札
島 衛 月 白 浪 (明治14年)	◎天保(銭) ◦青(銭) ◦大黒銀	◦銅貨(一銭)	◦十銭札 ◦五十銭札 ◦十円札 ◦小札 ◦夷の十円(夷札)
月 梅 薫 麗 夜 (明治21年)			◦十銭札 ◦二十銭札 ◦五円札 ◦円助(札以外の場合もあり)
風船乗評判高殿 一大切浄瑠璃一 (明治24年)		◦十銭銀貨	

上の表でも知られるように、明治の紙幣の例はかなりの多いが、之に対して新銅貨や旧銭貨の例は少ないということである。

すなわち、天保銭の例は僅か一例であり、青銭も一例、文久銭三例、それに<赤い紙の付きし箔置の銭>というのは、一文銭2枚で20文通用とされているから、一枚10文通用の寛永通宝一文銭であろう。

これによって、黙阿彌の作品にしても、散切物になると、天保銭の用例が極めて少なくなっていたことが知られよう。これは嘗ての高額銭貨の当百銭が今は一銭に足りない8厘という値になったことにもよるであろう。

明治14年11月、新富座初演の『島衛月白浪』は黙阿彌の退隠披露の作品と言われ、既に西南の役を経て、明治新政府の基礎も固まってきた時代であり、天保銭が8厘に定められてから10年も経過していた頃で、白浪物にも新紙幣や新貨幣が盛んに出てくるようになったので、8厘通用の天保銭は子供の小遣いとしては歓迎されていたにせよ、大人の世界には影の薄い存在であって、この劇の四幕目の神楽坂明石屋(酒屋)の場に辛うじて現われてくる程度であった。それは、酒屋の番頭に身を変えている悪党の徳蔵と、そこへ醤油を買いに来た左官の<土こね>の人足作蔵との会話の中に見られる。

\* \* \*

〔徳蔵〕お前さんは何を上げます。

〔作蔵〕おいらは醤油を二合くんねえ。

〔徳蔵〕醤油は並が二銭五厘、よいのが三銭でござります。

〔作蔵〕お前の所は物がいいから、二銭五厘にして置こう。

〔徳蔵〕はいはい畏りました。

〔作蔵〕わたしやあ左官の土こねだが、此頃下町へ仕事に行くので、弁当の菜を辛く煮るので、  
醤油が沢山いっていけない。若い衆、気をつけてついでくんねえ。

〔徳蔵〕おっしやいませずと、五勺ほど、お負け申してござります。（ト徳利を出す。）

〔作蔵〕それぢやあ天保が六枚に、青が一文。

〔半太〕おいらは銅貨で五枚あるよ。（ト兩人錢を出す。）

\* \* \*

この半太は作蔵と一緒に来て、先に二銭五厘の醤油を二合買った人力車夫である。

すなわち、どちらも五銭値の錢を出したのであるが、作蔵は之を天保錢（8厘）6枚と青錢（2厘）1枚で払い、半太は一銭銅貨5枚で払ったのである。

安政6年初演の黙阿彌の作品中では、この天保錢を繞って足輕と夜鷹とが仰々しく大立廻りをする程の錢であったが、明治14年の今となつては、この8厘の天保錢では3枚合わせても、並の醤油一合も買うことのできないような＜形は大きい＞が零細な錢に落ちぶれ果ててしまったのであった。

なお、青錢というのは、江戸時代の明和頃に4文錢として発行された真鍮錢で、浪錢とも呼ばれ、慶応元年からは12文通用、明治元年閏4月からは24文通用、更に新貨条例布告の直前の明治4年12月には20文（2厘）通用の錢に改められた旧錢貨である。

## Ⅵ 天保錢八厘通用期の明治文学

天保錢が8厘として通用されていたのは明治5年から同24年迄であり、新貨幣との交換満期は明治29年12月末迄とされていた。

本章は、この間に右の天保錢が当代の明治文学に如何なる影を落としていたかという考察であるが小説等に描かれているのは、一般にそれ等が作られた時に限らず、2年又は3年、或は数年前の記憶によることが多いので、このことをも考慮して、大体において、明治30年頃迄の作品について調べてみたものである。

また、今回は明らかに天保錢と明記ある場合だけではなく、天保錢の8厘通用によって発生した＜八厘＞又は＜二銭八厘＞等の語をも問題にして採り上げたのは、間接的影響による物価史的意味も考えてみたかったからである。

なお、仮名垣魯文『西洋道中膝栗毛』の12編以降14編迄は、魯文の門人総生寛が書いたものであり、『日本国語大辞典』（小学館）には、この中から「先が軽くっちやいけねへから天保錢を付けておくんだ」の例を示しているが、之は肩に担ぐ荷物に棒を通して担ぐ場合に、この棒の一端に数十枚の天保錢を＜重し＞として結んで担ぎ易くしたことを言ったものであり、これは1枚5.5匁という錢貨中でも最も重かった点に着目しての文句であろう。之は明治9年頃の条に見える言葉である。

(1) 田山花袋『東京の三十年』（大正4年）

花袋の文芸的隨筆『東京の三十年』は大正4年頃に書かれるものである。だが、その天保錢に関する箇所は、氏の11歳頃と記されているので、明治13年～14年時代の回想と考えられる。

\* \* \*

その時分は、東京は泥濘の都会、土蔵造の家並の都会、参議の箱馬車の都会、橋の袂に露店

の多く出る都会であった。考へて見ても夢のやうな気がする。(中略)

「お天保、一枚にまけてあげます。」

餅か、それともカステラのやうなものか、それは忘れたが、元気の好い江戸式の法被股引の男がかう言つて触れ歩くと、大通の店から子供や上さん達が争つて出てそれを買つた。

その天保銭一枚の餅は非常に売れた。私は丁度その頃、十一位の小僧姿で、よく立留つては、指をくはへて、人々のそれを買うのをぢっと見ていた。

それにしても、なつかしい天保銭!

あの大きな小判形の天保銭! 其時分には、それ一つ<sup>はつ</sup>投り出して簡単に買へたものが沢山あった。一銭に足りないので、馬鹿者、うつけ者の<sup>おた</sup>渾名に使はれたが実際は何うして! 中々便利な通貨であった。豆腐、蕎麦のもりかけ、鮭の切身、湯銭、さういうものがすべてそれ一枚で間に合つた。

「あの小僧、寒いのに可哀相だ。天保銭でも呉れてやれ。」

かう言つて、私は処々でそれを貰つた。

\* \* \*

花袋は、このように自分の小僧奉公の時代を深い感慨をもって回顧している。その時代は「ガタ馬車がッラバを鳴らして、雨後の泥濘の中を凄くはねを飛ばして」通つて行くやうな頃であつたという。

明治の文学者の中で、天保銭に対して花袋のように情感的に描いている者はない。すなわち、花袋がその小僧時代の体験によつて、この庶民的な天保銭の実態を最も生き生きと捉えているやうに思われる。

なお、花袋のこの主情的表現に対して、客観的に輕妙に天保銭の価値を描写しているのは山本笑月氏であつて、この時代も明治10年代の初頭の頃と考えられる。その文は、

### ◎ 天 保 銭

[掛取りは天秤棒でかつぎ廻つた]

天保銭といへば今でも少々頭の足りない人間を連想する。当百とあつて通用八十文。縦一寸六分幅一寸の小判形、大きくて重くて携帯にはすこぶる難物、だが、物価の安い明治初期にはこれでも相当魅力があつて、文久や波銭二厘とは段違ひ、天保銭一枚手に入れば腕白連、鬼の首でも取つたやう。

二十五枚ひとさしが二貫、即ち二十銭、晦日の掛取りに二三本受取ると、風呂敷に包んで天秤棒の先につけて担ぐ、財布に入れて懐中などは思ひも寄らず、三両五兩となるとカマスに入れて三泣車に載せて行く。親父の留守にドラ息子が持出さうとしても精一杯で一円余り、この点は安全第一とはいふものの当時天保銭三枚あれば平民どもは奥山あたり一日ブラブラして昼飯を食つて悠々と遊べたものだ。

街の子達は天保銭を貰ふと威勢が違ふ。橋の袂や横町にあつた番太郎、火の見かたはら駄菓子など売る家へ夢中で駆付けて、さあなにから買はうと菓子箱を眺め廻す。

菓子はミジン棒に豆捻ぢおおいち、ねじ金、兎の糞、カヤの痰切れ、鉄砲玉、なんでも買へるぞと日頃の鬱憤を晴らすつもり、乃至は軒先の縁台に据ゑた火鉢でお手づからのポツラ焼き、友達にも買ってやつて夕方までは天保一枚で大機嫌。

蕎麦はモリ、カケ八厘が相場、湯銭も大人八厘、八百屋乾物屋にも、ひとやま一袋八厘の札が見え、縁日の玩具屋前通りは八厘、そのほか夏の氷水、ところ天、冬の甘酒、飴湯まで、たいていは天保本位、銅貨の一銭より大きいだけに慾のない連中はこの方へ手を出したが、たう

とう明治十九年限り通用禁止、その後は全く古銭扱いだが、今見ると、よくも、こんな無器用な恰好の銭を調法がって持歩いたものだとつくづく感心。」（明治世相百話）〔注3〕

「明治十九年限り通用禁止」というのは、明治17年10月2日の官報の発表であって、実はその後、通用期間が24年迄延期されたのであった。

天保銭は一銭には2厘欠けていたが、一厘の寛永通宝銅小銭、一厘五毛の文久銭、二厘の青銭などに比較すると、ずっと値打があって、子供の小遣としては何よりのものであった。

### (2) 徳富蘆花『思出の記』（明治33～34年）

『思出の記』は明治33年から34年にわたって国民新聞に連載された自伝体形式の小説であり、天保銭は四の巻に出て来る。

所要箇所は、明治16年12月23日、郷里を出奔して上京を志して旅を続けていた途上ゴマの蠅や掏摸に金を奪われたため、泊めてくれる家もないので、日も暮れ雪の降りしきる宇和島の山道を越えようとして行き倒れとなった菊地慎太郎は、助けられた高利貸の西内の丁稚として働いていたが、所用のため警察署に行った際に、ふとした事から、その英語の力が土地の有力者に認められ、その尽力によって海南英語夜学会を開いて貰い、其処の教師として教えるようになった時のことである。

\* \* \*

初め一月は兼頭氏の方で会計をやって呉れたが、其後は直接交渉としたので、菊地先生は夜学会長、教頭、幹事、会計を一人で切って廻すといふ話。月謝は級の高下にかかわらず、一人に付十五銭としたので月末になると、銅貨銀貨天保銭などが僕のテーブルの抽出しに堆くなって、生徒の多い時は大枚六円乃至七円の多きに達したこともある。

其中から生活費小使の二円五十銭未満を差引いて、余は悉く郵便貯金（其頃は駅逦局貯金）として置いた。

\* \* \*

この頃は、十銭以下の通貨としては、十銭銀貨、五銭銀貨、二銭銅貨、竜一銭銅貨、半銭銅貨、（一厘銅貨）などが流通していたので、これ等に混じて天保銭なども見られたと、極めて自然的に描写されており、天保銭について特に何か際立ったことを特筆していないし、また、その必要もなかったのである。

### (3) 幸田露伴『突貫紀行』（明治20年）

露伴の『突貫紀行』にも天保銭が現われてくるが、之は描写としてではなく、露伴の言葉としてである。恐らく、その懐中には2枚や3枚の天保銭は所持していたから次のような誇張的な語として発せられたのであろう。

『突貫紀行』は明治20年8月25日から約1か月間の旅日記であって、それ迄露伴は北海道余市の電信分局に勤務していて、判任官10等技手として遇せられていた。

この紀行は決然として官を辞し、殆んど徒歩で（郡山からは汽車に乗る）東京迄帰る途中のことが記されている。

官をやめた時の数え年は21歳で、その時の心境がこの紀行の巻頭に、  
「身には疾あり、胸には愁あり、悪因縁は逐へども去らず、未来に楽しき到着点の認めらるるなく、目前に痛み刺激物あり、慾あれど銭なく、望みあれども縁遠と、よく突貫して此逆境を出でむと決したり、五六枚の衣を売り、一行李の書を典し、我を愛する人二三にのみ別をつけて忽然出発す。」

と記されている。露伴という号も、この旅の途上に生まれたのだという。本名は成行である。

露伴が旅を続けて一の戸駅の附近にさしかかった時のことである。

\* \* \*

貝石うる店の前に出て、価を問ふにいと高ければ、いまいましさのあまり、此蛤一升天保くらるならば一石も買ふべけれと云へば、亭主それは食はむとにやと問ふ。元よりなりと答ふ。

煮るかと思ふに、いや生なまこそ殊にうましなぞと口より出まかせに饒舌しゃべりちらせば、亭主、さらば一升まるらせむ、食へ給へと云ふ。其面つきいと真面目なれば逃げんとしたれども、不図思ひ付きて、先づ殻かきだをとりて玉はれと答へける。

亭主噴飯して、さてさてをかしきことを云ふ人よと云ふ。

\* \* \*

以上は蛤の値段が大変に高かったので、「この蛤一升が天保（8厘）くらいなら、一石も買いたいと思っているのに」と持ちかけてみたのである。ここで、「一升8厘くらいなら」<sup>!</sup>と言わないで、「一升天保くらいなら」と云ったところに、何となく面白さがあつたのではないであろうか。

(4) 坪内逍遙『当世書生氣質』（明治18年）

逍遙の『当世書生氣質』は、明治10年代の一般学生の勉学生活というよりも、その遊興的方面を写実風に記したものであるが、ここに天保銭の第二次的な意味が見られる。

次の会話は、第10回に見られる書生同志の対話である。

須河「ハ、、、。また浄瑠璃の真似か、君もよっぽと山村に似て居るなア。」

継原「だから君は天保、イヤ、ポカァンとして居ると人がいふヨ。山村の義太夫は習った浄瑠璃、所謂本場の調子だァネ。僕のやらかすなァ、無茶苦茶の自得流で、節なんぞァ臨機応変だ。僕と彼を同視するのは月とすっぽん……………」

すなわち、ここでは天保銭という語が、〈間抜け〉とか〈(頭が)足りない〉などの意味に遣われている。

天保銭が〈抜けている〉〈足りない〉、即ち、愚か者の意味であることは、既に花袋の節の所で述べたところであるが、これは100文に足らない80文、一銭に足りない8厘の意味からきたことであり、このような例は『幕末百話』<sup>(註4)</sup>などにも見える。すなわち、

「この大新造様というのは新川の鹿島（酒造家）の娘で十二代三谷三九郎の御家内です。派手気な、江戸っ子風の老婦人で三谷家を切つて廻すお方ですが、大旦那はどちらかという天保銭の方でした。」（「今戸の寮」）

以上に述べたのは〈天保銭〉という語について、その二次的意義になるが、天保銭が8厘通用となつてから、この8厘が物価に影響を与えた痕跡としては、物の値段に2銭8厘、8厘などが多く、中には〈二本八厘のかんざし店〉（「書生氣質」第11回）というような店まで現われた。すなわち、これ等は天保銭の8厘通用を意識して決められたものと考えられる。

(5) 饗庭篁村『当世商人気質』（明治19年）

二銭八厘店は饗庭篁村の『当世商人気質』にも現われてくる。すなわち、

\* \* \*

つきろくさい  
月六斎とか又は一日とか十日市とか定りて近在の賑ひ上汐に流れ寄つたかと思ふ足駄の片足もはいて行ける商ひ物、土瓶の蓋ばかり並べても湯茶を啜りて過ぐすは皆きても広い世の中、<sup>げ</sup>実に営業は草の種と松戸の市へ始めて出て千太郎は感心し、是なら己のボロ店も驚くことはないと思ひ明地を見立て、風呂敷を拵げんとすると、オイ其処は私わしの番だ何処の組の人だか無暗に店を出

しては困るぞと何でも二銭八厘店の男に叱られてキヨロキヨロし、また四五軒行きて荒物屋の前に立止ると、其処へ出されては店の邪魔だ何方へ行って下さいと追ひ立てられ、是れは困ったと頭を掻きながら立ち去らうとするとき……………（二の巻第二）

\* \* \*

この二銭八厘店は山本笑月氏の『明治世相百話』にも次のように記されている。

『新粉を小さく切<sup>て</sup>って扇形の串へさし、焼いて密をつけたアヤメ団子、大きな傘を立てて朱塗の箱を並べたぶ<sup>だう</sup>もち屋の店、前通り二銭八厘『なんでも買ひな、チヨイチヨイ買ひな』と節をつけて呼ぶ玩具屋の声……………』

などともあり、この二銭八厘店は天保銭の8厘を意識して定められた〈天保銭8厘通用時代〉に発生した均一店だと考えられる。

山本有三の『路傍の石』（昭和12年）には、明治20年前後を時代背景として、主人公の吾一が二銭五厘の均一店の「どれでもこれでも二銭と五厘だよ、ちょいちょい買ひな、」と書かれたポンチ絵を見て、この一昔前の均一店によって、吾一は、

……………『買ひなよ、買ひなよ、ちょいちょい買ひな、上の通りは二百と八文、前の通りは、どれでも百もん、すみからすみまで、なんでも買ひな。』

という自分の見て来た二百八文均一店を想起しているが、この「八文」は天保銭の八厘に由来するものである。

というのは、寛永通宝一文銭は明治4年12月以来10文通用の銅銭とされてきたが、要するに之は元来一文銭なのであるから、後には10文という代りに1文とも言われていたので、2銭8厘店を二百八文店とも言ったのである。

いずれにせよ、このような均一店は天保銭の通用禁止につれて消滅してしまう運命のものであった。

#### (6) 尾崎紅葉『紫』（明治27年）

『紫』は、明治27年1月起稿の紅葉の作品であり、明治20年代の世相風俗を写したものと見られるが、この小説は煙草屋の二階に下宿し、医術開業後期試験を受けるために苦難に満ちた勉強を続けていた受験生を、この煙草屋の内儀や隣のお婆さんの噂話を中心として描いたものであり、題名の「紫」は、この受験生の恩師である医者<sup>の</sup>娘が、その試験の合格を祈って、自分で造った紫縮緬の「肱つきを」贈るところからきている。

この小説には天保銭はでて来ないが、元は天保銭に由来する八厘の湯銭が見られる。すなわち、湯銭八厘は次の会話に現われてくる。

「(前略)……………まだまだ其れでも素人のお湯は短いのでございますよ。茶屋女だとか、芸者、まあ芸者のお湯といたら、凡そ長湯の女の二人前よりは長うございませう。あれで湯銭が尋常じゃ湯屋も引合ひませんと。

是は然うでございませうよ。たしか宇都宮とか申しましたよ、あの、それ……………(下略)」

「その宇都宮では湯がどうしましたか。」

「その宇都宮では、ねえ貴方、尋常の湯銭が八厘で、芸者といふと二銭五厘だそうでございますよ。これは成程、好い規定ぢゃございませぬかね。東京でも早くそんな事に致せばようございますのに、ねえ貴方。」

この頃、宇都宮では並の湯銭が8厘であったか否かということは不明であるが、明治27年頃は交換満期になっていなかったもので、地方ではまだ天保銭が流通していた。

ただ、この天保銭が八厘通用となってから、いろいろな物の値段が8厘にされたことは既に述

べたところである。

これは当時天保銭が非常に多く流通していたことと、五厘銭や一厘銭が少なかったことによつて必然的に八厘に決められる場合が多かったのであろう。その後、新銅貨が多く出廻った後までも、この〈八厘〉や〈二銭八厘〉などの語が、天保銭の豊富な頃の名残として聞かれたことは八厘通用の天保銭の影響として注意すべきであらう。

これは、天保銭が一銭に足らないので、少し足らない人間の代名詞として後々迄も伝えられたと同様である。

なお、明治13年2月17日の『いろは新聞』によると、「大阪では五厘の湯銭を六厘にしたが、お客が一銭持って来て釣に困った。」とあるが、湯銭八厘の所では天保銭が盛んに流通していたので反って便利であつたであらう。

天保銭の通用は、明治24年限り通用禁止されていたとはいえ、明治29年11月の大蔵省訓令によつて、天保銭交換の催促がされており、翌30年になつても、高岡市では平気で遣われていたというから『紫』の書かれた少し前の頃なら、或いは宇都宮辺では世事に疎い老婆などが八厘通用の天保銭を便利として、湯屋へ持つてくることも絶無ではなかつたであらう。

## VII 百文と天保銭の価値の史的変遷

幕末明治文学に現われてくる天保銭を概観してみると、調査において、幕末文学は黙阿弥の作品の一部に狭く限定しているに拘らず、天保銭の現われてくる頻度は比較的多く、之に対し、明治文学作品は視野を広くして探求しているのに、その出現頻度が少ないばかりでなく、会話の中に現われるだけであつたり。或いは単なる説明に傾いている。

これは如何なる理由によるものであろうか。勿論、明治時代の通貨の主流は明治の新貨幣であり、江戸以来の旧貨は傍系的な存在に過ぎなかつたからでもあろう。

だが、当時の天保銭の流通量が五億八千七百万枚以上であつた事実に徴するなら、天保銭が傍流的な旧銭貨であつたということだけでは、明治文学に影の薄い理由にはならないようである。<sup>(註6)</sup>

河竹黙阿彌の幕末の作品に天保銭の出現が多いのは、之が未だ当百銭として用いられていたということと、黙阿彌が好んで陋巷の細民生活を活写し、以て、その生世話物の特徴を發揮しようとしていた必然的の所産であつて、他の幕末の仮構の小説には殆んど之を見ることができなかった。

明治の新貨条例以降の天保銭は八厘通用であつたから既に高額銭貨ではなく、穴明き銭として寛永通宝や文久銭と同列に考えられた細民階級向きの銭貨であつたから、一般に中流階級および中流階級以上の者を読者として予想していた明治の文学者は、天保銭などは歯牙にも掛けなかつたのであろう。

更に、明治文学にしても、明治5年の新貨条例布告以後の作品に、天保銭が稀にしか出てこないのは、その通用価格が百文から八厘(80文)に引下げられ、これが単独に用いられることが極めて少なくなつて、貧民や子供の小遣に限られるようになってきたからであらう。

要するに、天保銭の歴史は、その購買力の低落に伴つて、一般社会から次第に世の片隅や子供の世界に追いやられ、果ては回想的なものとして消えてゆくものの歴史であつた。

百文の購買力の漸落は、敢えて幕末明治初年に始まつたものではなく、天保銭が発行されてから間もない天保年間から、物価の騰貴に伴つてその傾向を見せていた。

なお、天保以前の百文について略述してみるに、江戸時代には宝永の頃から〈百相場〉と云つて〈百文につき幾ら〉という相場の表示法があつた。例えば「つき米が七合じや、うかうかしや



んな」（宝永5，関東名残袂）といえ、白米が百文につき七合であるから、油断をするな」ということで、物の相場を百文単位で表示する方法であった。

この点から考えると、当百の天保銭の出現は百相場とも結びつき便利なものであり、一文銭や四文銭で百文となると、枚数が多く、数えるにも持ち歩くにも厄介であった難点が、天保銭の発行によって除かれたことになる。

すなわち、一文銭や四文銭に比べると天保銭は高額銭であった。

江戸庶民の生活——物価生活の理想は、〈百文に米三升〉とされ、宝暦2～3年に之が実現されたと見え、当時の落首に、

●「かごかきと日雇の者は利根なれ、百の銭にて三升は買ふ」とあった。

だが、天保銭出現以来、之を以て米三升を買えた年はなく、百文で米一升一合買えたのが、その最たるもので、これが最も安い値段であった。

次に天保銭の購買力（実質的価値）の漸減状況を知る一資料として、百文で買うことのできた天保時代から幕末迄の米相場を示してみよう。

（なお、一覧表は江戸時代、明治時代の慣例的な「合」を基準として示したが、一合=0.18リットル、一合は約141グラムである。）

右表によれば、天保6年8月には百文で一升一合の米が買えたのに、慶応年間になると、その十分の一の一合一勺の購買力になってしまった。

したがって、購買力という観点から考えてみると、慶応年間の百文は天保6年8月の十文くらいの価値に過ぎなかったことになろう。

これは物価の騰貴、特に米価の高騰によるものであるが、この米価の高騰も幕末の国内争乱や社会不安によるところが多く、このために各地に一揆が頻出するようになった。

尤も、慶応3年には、第二次長州征伐が中止され、お蔭で米価が一挙に下落し、一揆や打ち壊しが下火になり、これに代って〈ええじやないかええじやないか〉と言われる狂乱に似たお祭騒ぎが起り、

長州のおかげで百にお米が一升する	えいじやないか	えいじやないか。
お召縮緬一反が二ぶする	えいじやないか	えいじやないか。
追々諸色が安くなる	えいじやないか	えいじやないか。

と歌われているが、上の「百にお米一升」というのは、天保銭発行以来の安値（百に米一升一合）に近いので、これは或る地方の一時的現象か、庶民の願望の歌詞的誇張であろう。『黙阿彌雑記』によると、この年の春の米の相場は、百文に米一合一勺となっている。

すなわち、幕末の最終期における天保当百銭の購買力は白米一合一勺くらい迄に落ち込んでいた。

年号・年次	月	百文で買えた米の量
天保5		6.9合
6	春	7合～8合
6	8	11合
7	9	4合
8	2	4.5合
弘化元		7合
2	6	5.5合
嘉永6	6	7合
安政5		6合
6		6.3合
文久元		3.8合
2		2合
3		2合
元治元		2合台
慶応2	8	1.1合～1.2合 (注8)
3	春	1.1合
4		1.1合

## VIII 終末期における天保銭の価値

明治元年の米価を調べてみると、一番高い時は、8月の一石7.78円で、一番安い時は3月の3.74円であった。これ等は一石の値段であるが、これを一石の千分の一の一合の値段に直して、天保銭の8厘と比較し易いようにして、明治元年以降の各年の米一合の値段を一覧表にしてみると次のようになる。

〔明治元年以降の米価高低表〕

## 〔注〕

- (1) 本表は明治16年10月27日、東京横浜毎日新聞所載の、米一石に対する値段を一合の値段に改めたものである。  
したがって、右の「厘」を「円」に改めれば一石の値段になり、「厘」を「銭」に改めれば一升の値段になる。  
尤も、右の厘以下は四捨五入して表示した。
- (2) 各年の上欄は最高値、下欄は最低値の時を示している。
- (3) 一合は0.18リットル、この重さは約141グラムである。  
成人男子一日に必要な米は330グラムとされ、幼児(3~5才)一日に必要な米は140グラムとされているので、米一合は大体において幼児一日の所要量である。

明 治		米一合の値段		明 治		米一合の値段	
元 年	8月	(最高)	厘 毛 8・0	9 年	1月	(最高)	厘 毛 5・6
	3月	(最低)	3・7		10月	(最低)	4・4
2 年	10月		10・6	10 年	7月		6・3
	1月		7・5		5月		5・1
3 年	3月		10・9	11 年	12月		7・5
	12月		7・2		1月		5・7
4 年	1月		7・4	12 年	9月		9・0
	12月		4・0		2月		7・3
5 年	8月		4・3	13 年	12月		12・6
	3月		3・7		1月		8・5
6 年	10月		6・1	14 年	1月		12・1
	1月		3・7		9月		10・2
7 年	9月		8・2	15 年	1月		10・5
	1月		5・6		12月		7・2
8 年	4月		8・1	16 年	8月		7・3
	11月		5・7		10月		6・0

天保銭が8厘通用とされたのは明治4年12月のことであるが、明治元年の米の最高値の時の一合は8厘であり、以降、年によって値段の高低はあったものの、明治16年迄の最高値は、明治13年12月の1銭2厘六毛、最低値は明治5年3月の3厘6毛6糸(四捨五入前の数)であり、全体の最高値、最低値の総平均は7厘1毛8糸であって、この平均値段は天保銭の8厘よりもやや低い。

また、官製ハガキの誕生したのは明治6年であり、この時の市外用ハガキは1銭(市内用5厘不便地増料1銭)であって、これが一律に1銭にされたのは明治16年で、この値段は明治32年迄続いた。

これによってみるに、明治5年以降の天保銭の実質的価値は、一枚の官製ハガキと米一合との中間にあったと考えてもよいであろう。

ハガキ代(1銭)→天保銭(8厘)→米一合の平均値段(7厘余)

江戸時代には、〈米の一升買い〉とは、貧しい家ですることとされていた。だが、〈米の一合買い〉とは明治の新聞において初めて知られることである。

明治時代の天保銭というのは、その程度の銭であり、一枚のハガキ代にも及ばなかった。

また、天保銭の通用停止になる（明治24年末）直前の明治24年11月6日の朝野新聞を見ると、〈一椀一銭の牛飯屋増加〉という見出しで、「牛飯（一椀）一銭と筆太に記したる行燈を見世先に掲げて商ひする者、各区内とも日増しに殖るよし。」という記事が見え、この年の10月の『郵便報知』には、「先月三十日の暴風雨のため蕎麦の損害は甚だしく、たちまち蕎麦粉の値が上り、東京市中のもりかけが一銭となる。」とある。

すなわち、天保銭の通用した最後の年の秋には、天保銭（8厘）では、一椀の安牛飯も、一杯の安蕎麦も食えなくなったのであった。

したがって、明治時代の後半には、一般世間からも次第に追憶的存在とされ、文学的作品にも殆んど問題にされないようになったのである。

なお、「天保銭通用停止後の文学その他の文献に現われてくる天保銭の影響」は、紙幅の関係から稿を改めて述べることにする。

- [注1] 慶応元年頃迄の髮結銭や湯銭については、「外人馬丁の元祖」常蔵という人物の談に「その時分の金の相場を申しますと、百文あればいろいろなことができたもので、まず鯨が四文、芝居が十六文、湯は八文、按摩が十六文、髮結も十六文、菓子が一個三文という相場、これで唐人馬丁の鑑札は二朱でした。」篠田鈺造編『明治百話』（角川書店）。
- [注2] 5銭以上に相当する藩札の交換……『図録日本の貨幣』7、第四節「藩札」。
- [注3] 『明治世相百話』……山本笑月著、有峰書店、昭和46年刊。
- [注4] 『幕末百話』……篠田鈺造著、角川書店、昭和44年刊。
- [注5] 高岡では明治30年になっても天保銭が通用していた。（明治30年3月24日、報知新聞）
- [注6] 明治29年12月末の天保銭引揚交換高は、5億8,600万枚とされている。『図録日本の貨幣』7（日本銀行調査局編・東洋経済新報社刊）、小川吉儀『天保通宝鑑賞と手引』（万国貨幣洋行刊）、青山礼志編『貨幣の手帳』（頌文館刊）
- [注7] 「えいじやないか、えいじやないか」……青木恵一郎『世直しの唄』（三省堂新書）
- [注8] 慶応二年の米価……志賀登『百姓一揆』（潮新書）によると。慶応二年五月一日に「西宮でおきた米の安売り要求から端を発した打ちこわしの波は〔八日に兵庫に波及し、その後大阪に移り、十三日夜には木津難波辺に打ちこわしが起り、十四日は雨をおかして、多数の窮民が打ちこわしをし、銭二百文で時価七百文の白米一升を売れと強談におよんでいる。』とあり、これから算定するとこの時の白米は、百文では一合四勺余となる。すなわち、米価は同じ年でも。月により場所により多少異なっていた。
- [注9] 〈米の一合買い〉……明治13年4月27日の東京曙新聞に、白米の一合買いの記事が見える。「此頃大坂長町辺の搗米商にては、白米一合一銭何厘といふ付札を出せしが、同町は貧民の集会所ゆゑ近日の米価騰貴に一層の難渋を極め、総じて一合買をするものの多きにより、思立しことなるべしと。」